

## 生成 AI サービス 調達仕様書

### 1 背景と目的

業務における生産性の向上及び更なる効率化を図るために、職員の業務用パソコンから利用できる、セキュリティ対策が施された生成 AI サービス（以下、当該サービスという。）を全庁的に導入する。

### 2 サービスの利用期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日

（契約締結日は令和 6 年 7 月中旬を予定）

### 3 サービス提供の要件

#### (1) サービス形態

以下の要件を満たすこと。ただし、ウの要件については契約締結時点においては満たす必要はないが、遅くとも令和 6 年 8 月中に条件を満たすこと。

ア クラウドサービス（SaaS 型）であり、ブラウザ画面から大規模言語モデルである OpenAI 社の GPT を利用したテキスト生成 AI のサービスが利用できること。

イ Microsoft 社のブラウザ（Edge）を用いて利用できること。

ウ 当県の LGWAN 接続系端末から LGWAN 接続系を経由して利用できること。

エ 当県のインターネット接続系端末からインターネットを経由して利用できること。

#### (2) 大規模言語モデルの水準

ア GPT3.5、GPT4 が利用できること。

イ GPT3.5 の利用について、文字数制限は設けないこと。

ウ GPT4 以上の利用について、文字数制限を設ける場合は 1 月当たり 1,000 文字以上を利用可能とすること。

#### (3) 利用者

ア 利用できる人数（アカウント数）は 500 人以上とすること。

イ 同時に利用できる人数は 100 人以上とすること。

ウ 利用者の認証方法については、メールアドレス等の個人を識別する情報とすること。

#### (4) セキュリティ対策

ア 入力した情報を生成 AI の学習データとして利用させないこと。

イ データ処理は全て国内のデータセンターで完結すること。

ウ インターネット経由で当該サービスを利用する場合にあっては、接続元の IP アドレスを限定できること。

#### (5) 機密情報漏洩対策

- ア 個人情報等の機密情報の入力をブロックする機能を有すること。また、機密情報の種類に応じて、ブロックの適用・不適用を個別設定できること。
- イ 任意のワードを「禁止ワード」として登録し、ブロックする機能を有すること。

#### (6) 管理者機能

- ア 発注者側で管理者アカウントを利用できること。
- イ 管理者アカウントにより、利用者の新規登録・削除ができること。新規登録については、csv形式のデータを用いて一括登録できること。
- ウ 管理者アカウントにより、利用者の利用ログを確認できること。利用ログの内容は、当該サービスに投稿されたメッセージ内容、文字量とする。また、利用ログをデータとして出力できること。

#### (7) RAG 機能

発注者が有するデータを当該サービスと連携させることで、検索拡張生成機能（RAG 機能）を利用できること。本機能については、以下の要件を満たすこと。

- ア 複数のデータを当該サービスに連携できること。
- イ 連携したデータは、発注者の組織以外から利用できないようセキュリティを確保すること。
- ウ 連携させるデータの種類の、PDF、txt、csv形式に対応していること。
- エ 連携させるデータについて、利用可能となる利用者を別途設定できること。
- オ 連携させるデータの総容量は、10GB 以上とすること。なお、個別データ当たり容量制限を設けることは問題ないものとする。

#### (8) プロンプトテンプレート

利用者が当該サービスへ入力する指示文（プロンプト）について、入力頻度が高いと考えられるプロンプトを容易に活用できるようにテンプレートを準備すること。

### 4 保守等

#### (1) 導入研修

発注者の要請に応じて、当該サービスの利用等に関する職員向けの初期導入研修を1回以上行うこと。研修形式は、対面方式・オンライン方式・ハイブリッド方式等の種類を問わない。

なお、導入研修状況を撮影・動画化し、発注者組織内で二次利用できるものとする。

また、研修の内容は以下を想定しているが、詳細は発注者と受注者の協議の上決定するものとする。

- ア 生成 AI について
- イ 当該サービスの利用方法・注意点
- ウ 指示文（プロンプト）作成のポイント

(2) マニュアル

当該サービスの利用に関する利用職員用、管理者用のオンラインマニュアルを準備すること。

(3) 運用サポート

利用者からの使い方等の問い合わせに対して、電話・電子メール等により直接対応すること。

5 料金体系

生成 AI サービスの利用量（質問回数、回答回数、入出力された文字数、連携データ量など）に応じた従量料金ではなく、定額の料金体系とすること。

6 その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議した上で決定することとする。